平成２２年（フ）第１６８２号
東京都青梅市東青梅３丁目６番地の１東青梅シティーハイツ205
債務者　山下文子こと　ヤマシタ　アリス　フミコ
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
熊本県天草郡苓北町志岐1351番地
債務者　青木美代子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１６７号
栃木県小山市犬塚３丁目36番地１　県営犬塚住宅１号棟15号室
債務者　漆原俊次郎
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４４号
大分県豊後大野市朝地町栗林434番地
債務者　衞藤　裕美（旧姓大津）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第５６８号
青森市大字浜田字玉川193番地２　国富荘４の４
債務者　横山　一代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２００６２号
東京都青梅市今井１丁目377―203
債務者　森田　早織（旧姓阿部・小泉）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００９８号
東京都世田谷区上野毛１丁目19―１―213
債務者　内舘　貴宣
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１３６号
東京都品川区八潮５丁目６―37―307
債務者　川口　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１５７号
埼玉県鳩ヶ谷市南７丁目７―18
債務者　橋本　憲明
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２３３号
東京都北区浮間１丁目７―27―223
債務者　遠藤　　実
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２３７号
東京都目黒区中目黒３丁目８―14―307　第２青興ビル
債務者　岡部美佐江
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２４５号
千葉県市川市福栄２丁目９―15
債務者　田久保玉代
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２４８号
東京都江東区大島３丁目１―19
債務者　和田　律子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２７６号
東京都府中市是政１丁目16―25
債務者　伊藤　大介
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２７７号
東京都多摩市永山３丁目３―21―304
債務者　井上　亜美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部